

横浜市営バス ラッピング(フル/パート)バス広告のご案内

2014年6月現在

GODO TSUSHIN Co.,Ltd.

<http://www.godo-ad.co.jp>

株式会社 合同通信 〒231-0011 横浜市中区太田町4-47 コーワ太田町ビル
TEL:045-641-2331 FAX:045-641-2337
支社 〒104-0045 東京都中央区築地1-4-8 築地ホワイトビル
TEL:03-3541-4511 FAX:03-3541-7173

フルラッピング

バスの車体のほぼ全体を利用した広告です。ダイナミックにアピールすることができます。



※車両の形式によって、取付可能位置が異なります。 ※おおよその広告表示範囲となります。

ランク	広告料金				管理費
	1年間	6ヶ月	3ヶ月	1ヶ月	
A	1,500,000	1,000,000	550,000	240,000	50,000
B1	1,300,000	900,000	500,000	220,000	
B2	1,200,000	800,000	450,000	200,000	
C	1,000,000	700,000	400,000	180,000	

【ランク別営業所】

Aランク:浅間町 B1ランク:港北 B2ランク:保土ヶ谷・本牧・滝頭 Cランク:若葉台・緑・鶴見・磯子・港南

※広告料の20%増で路線固定オプションをつけることが可能です。(予めご相談ください)

※制作費、施工費、管理費などの諸経費は概ね850,000円程度必要となります。

※お申込みから運行開始まで、デザイン審査などの手続きが必要なため、最短で1ヶ月半程度かかります。



施工例

【広告表示可能面積】

車体後部、車体側面の広告面積が合計30㎡以内。

【ラッピングできない箇所】

バスの前面、底面、上部及び、ガラス部分、その他ライト、
空気の吸入ダクト及び非常扉の取手部分など。

【表示しなければならないもの】

「横浜市営」、「車号」、「入口」、「出口」、「ドレインコックマーク」及び
「車椅子マーク」

【広告デザインの基準】

「横浜市車体利用広告物特例許可ガイドライン」及び、
「横浜市交通局車体利用デザイン審査基準」を基準とします。

【デザイン審査】

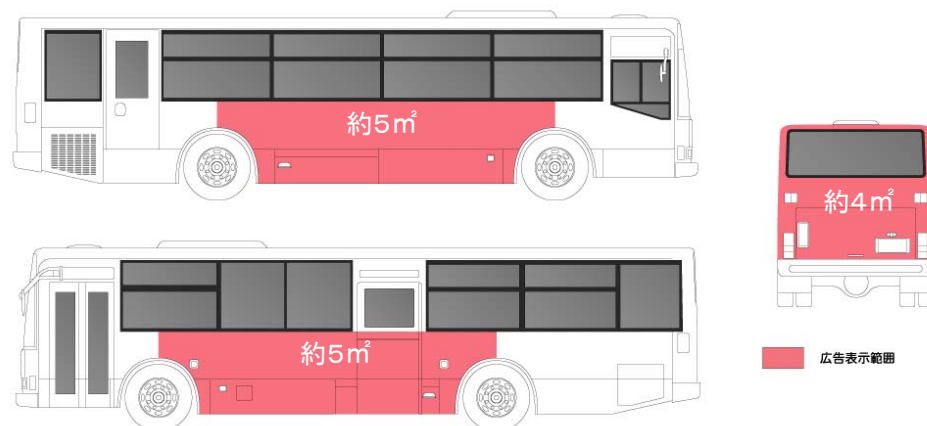
横浜市車体利用広告審査関係課長会において、月に1回審査会を
行います。審査会で承認されたデザインに限り掲出が可能です。

【その他】

景観や市民への配慮として、デザインの彩度や明度などの色調、
社会風紀を乱す恐れのあるものの表示不可など、諸注意事項が
ありますのでお問い合わせください。

パートラッピング バスの車体の一部を利用した広告です。リーズナブルに街を行き交う人々などにアピールできます。

※1車両あたりの広告掲出面積が5㎡未満がパートラッピング扱いとなります。



※車両の形式によって、取付可能位置が異なります。 ※おおよその広告表示範囲となります。



ランク	広告料金				管理費
	1年間	6ヶ月	3ヶ月	1ヶ月	
A	600,000	400,000	200,000	100,000	30,000
B1	500,000	350,000	180,000	80,000	
B2	450,000	320,000	170,000	75,000	
C	400,000	280,000	160,000	70,000	

【ランク別営業所】

Aランク: 浅間町 B1ランク: 港北 B2ランク: 保土ヶ谷・本牧・滝頭 Cランク: 若葉台・緑・鶴見・磯子・港南

※制作費、施工費、管理費などの諸経費は概ね350,000円程度必要となります。

※お申込みから運行開始まで、デザイン審査などの手続きが必要なため、概ね1ヶ月程度かかります。

〔広告表示可能面積〕

車体後部、車体側面の広告面積が合計5㎡未満。

〔ラッピングできない箇所〕

バスの前面、底面、上部及び、ガラス部分、その他ライト、空気の吸入ダクト及び非常扉の取手部分など。

〔表示しなければならないもの〕

「横浜市営」、「車号」、「入口」、「出口」、「ドレインコックマーク」及び「車椅子マーク」

〔広告デザインの基準〕

「横浜市車体利用広告物特例許可ガイドライン」及び、「横浜市交通局車体利用デザイン審査基準」を基準とします。

〔屋外広告物許可〕屋外広告物許可

横浜市屋外広告物条例に基づく広告物掲出の許可手続きは、広告代理店が行います。

バスラッピング広告掲出基準について

バスラッピング広告の掲出基準は下記の通りです。

- ・交通事業者としての社会的イメージを損なわないものとしてください。
- ・路線バス運行上必要とされる表示物は、掲出する広告物の上から必ず復元表示してください。（「入口」「出口」「車両番号」の表示の事）
※テールランプ・ウィンカー・乗降中表示器など車体特定位置に設置している表示物については広告物でふさぐ事は出来ません。
- ・広告デザインは都市景観と調和のとれたものとし、美観風致を害さないものとしてください。
- ・広告掲出できないものは下記の通りです。
 - ① 車体の全長・車幅・車高を変えるような突起があるもの
 - ② 車体に電飾のようなもので点灯するもの
 - ③ 蛍光塗料・発光塗料・反射の著しい材料（ミラーガラス形状含む）およびこれに類似するもの
 - ④ 緊急車両と彩色が紛らわしいもの
 - ⑤ 女性の裸や裸を連想させるもの、体の一部を強調するものは掲出できません
 - ⑥ ドライバーの注意をひくもの（読ませる広告、4コマ漫画）複雑なデザインも不可
 - ⑦ 赤、黒等の色がバス全体に占める比率が高いもの
 - ⑧ 地色が彩度10以下のもの（マンセル値10以下でないと審査通りません）
- ・掲出不可の業種は下記の通りです。
消費者金融、ノンバンク系キャッシング、風俗産業、ギャンブル、たばこ、葬儀社
霊園、宗教および特定政党・団体その他横浜市交通局が不適当であると判断した業種、業態すべて

広告のお申し込みから実施までの流れ

